

1 誘導施設の検討

(1) 誘導施設とは

誘導施設とは、「都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定」するものとして、都市再生特別措置法に規定されています。

都市計画運用指針では、誘導施設の設定として、次の考え方が示されています。

《誘導施設の基本的な考え方・対象施設の例示（都市計画運用指針より）》

【基本的な考え方】

○誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなるが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられる。この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい。

【誘導施設の設定】

○誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力がありまちのにぎわいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

などを定めることが考えられる。

(2) 想定される誘導施設のイメージ

立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）では、拠点毎の特性に応じて求められる機能を整理の上、誘導施設を設定することが望ましいものとして例示がされています。

この中では、施設の「新規誘導」だけでなく、既に都市機能誘導区域内に立地しており、区域外への転出・流出を防ぐために「維持」の視点より誘導施設に設定する考え方も述べられています。

《拠点ごとに想定される誘導施設のイメージ》

6. 誘導施設・誘導区域等の検討について		国土交通省
【誘導施設の検討について】		
<p>○誘導施設の検討にあたっては、ターゲット、ストーリーの内容を踏まえた上で、その施設が都市機能誘導区域外に立地した場合には、今後のまちづくりに影響を与える等の観点から設定することが重要です。</p> <p>○また、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために誘導施設として定めることも考えられます。</p>		
<p>〈留意点〉・誘導施設名に個別名称を書き込むべきではない。 ※例：〇〇市立博物館 ・届け出対象を明確化するために施設の詳細（規模、種類等）を記載すること。 ※建築基準法の別表を参考にすることも考えられる。 ・誘導施設を位置つけていない都市機能誘導区域が仮に定められた場合、当該区域は法律で規定している「都市機能誘導区域」に該当しない。</p>		
<p>※中心拠点、地域拠点に必要な機能は、都市の規模、後背圏の人口規模、交通利便性や地域の特性等により様々であり、いかなる機能が必要であるかについては、それぞれの都市において検討が必要であるが、参考までに、地方中核都市クラスの都市において、拠点類型毎において想定される各種の機能についてイメージを提示する。</p>		
	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ■中核的な行政機能 例. 本庁舎 	<ul style="list-style-type: none"> ■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティ等
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> ■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積 	<ul style="list-style-type: none"> ■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積〇m²以上の食品スーパー
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ■総合的な医療サービス(二次医療)を受けられることができる機能 例. 病院 	<ul style="list-style-type: none"> ■日常的な診療を受けられることができる機能 例. 延床面積〇m²以上の診療所
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> ■決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫 	<ul style="list-style-type: none"> ■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ■市民全体を対象とした教育文化施設の拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館 	<ul style="list-style-type: none"> ■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

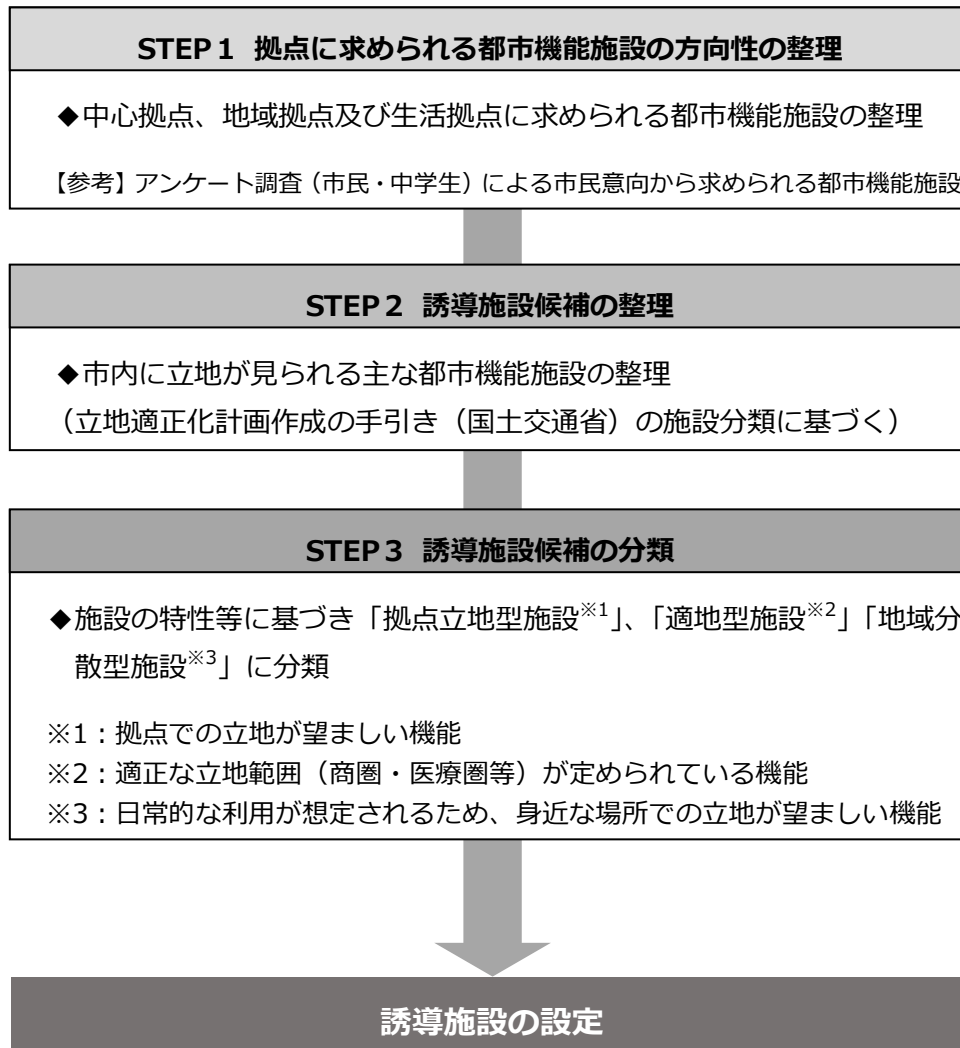
出典：立地適正化計画策定の手引き（国土交通省）

2 本市における誘導施設の設定

(1) 本市における誘導施設の設定フロー

前項の想定される誘導施設のイメージを踏まえて、以下の流れに基づき本市の誘導施設を設定します。

《 本市における誘導施設の設定フロー 》



<STEP 1 拠点に求められる都市機能施設の方向性の整理>

①誘導方針の整理

本市の拠点として設定した中心市街地、行田駅周辺及び東行田駅周辺では、本市の特性を活かしなが
ら、交流人口の増加や産業活性化に資する都市機能の誘導とともに、既存ストック施設の有効活用
等により、にぎわいと活気の創出や拠点の魅力向上を図っていきます。

■都市機能誘導に係る誘導方針（「立地適正化計画で目指す将来の姿」より抜粋）

地域特性を活かした拠点形成と既存ストックを 活用したにぎわいと活気のあるまちづくり

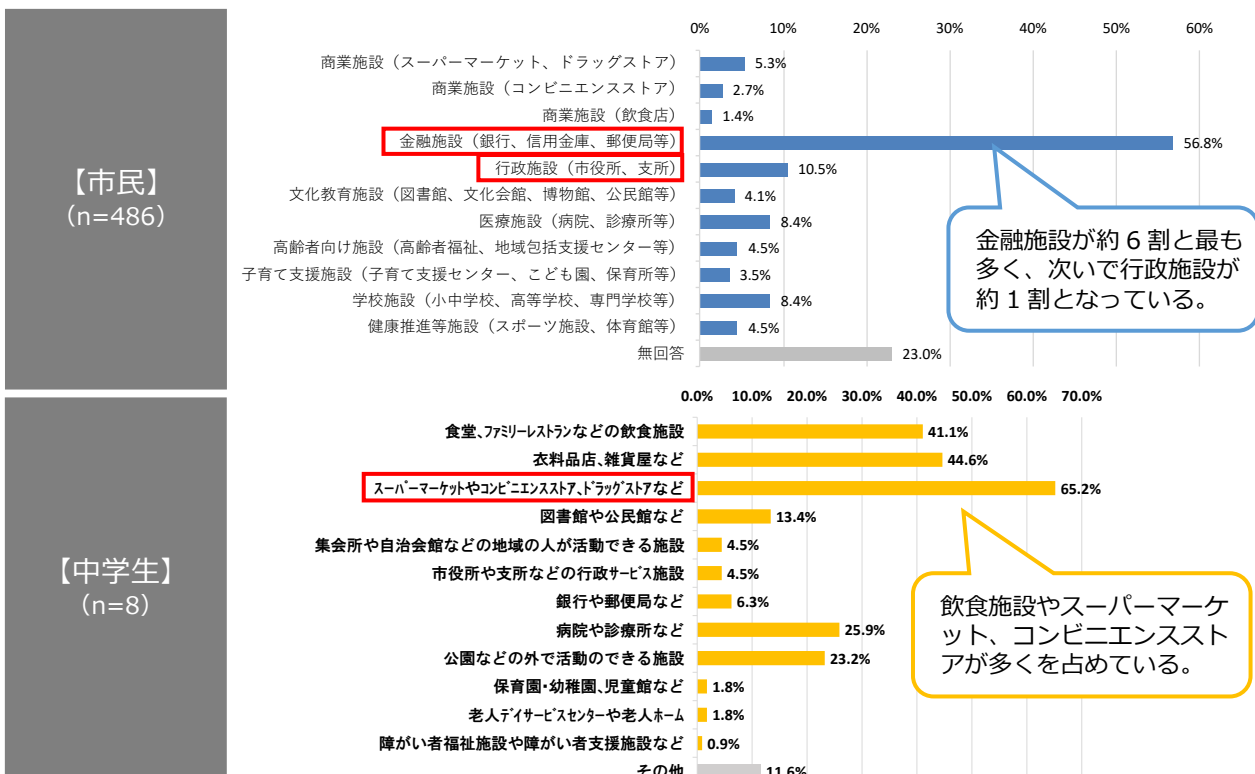
- ◆本市の中心市街地や本市の玄関口である行田駅周辺などにおいては、多様な機能の集積により利便性の向上を図るとともに、地域資源や空き家等の低未利用地を活用しながら、交流人口の増加や産業活性化を促すことで、市全体のにぎわいと活気の創出・拠点の魅力向上を図ります。
- ◆既存施設の老朽化が進む中で、既存ストック施設や公的不動産の有効活用を進め、まちの回遊性の向上を図るとともに、効率的に施設の維持・更新を行い、行政サービス水準の維持を図ります。

【参考】アンケート調査（市民・中学生）による市民意向から求められる都市機能施設の整理

市民意向では、行田市駅周辺に求められる施設として金融施設、行政施設のほか、飲食・商業施設が多く挙がっています。行田駅周辺に求められる施設として高齢者向け施設のほか、飲食・商業施設が多く挙がっています。

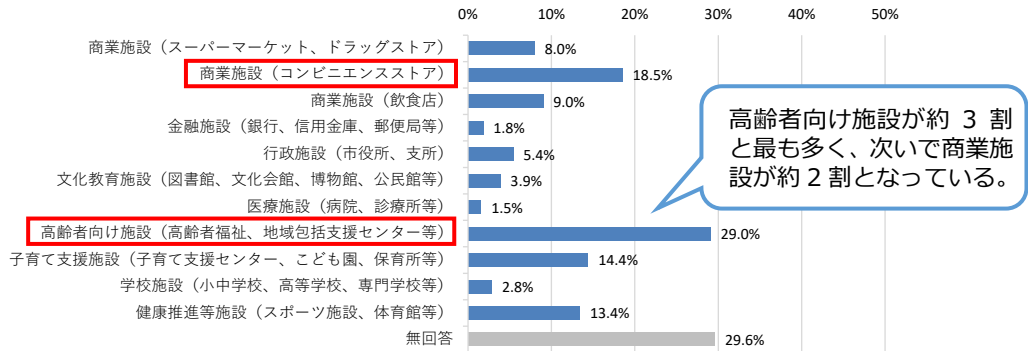
また、東行田駅周辺に求められる施設として行政施設、健康推進等施設のほか、飲食・商業施設が多く挙がっています。

1) 行田市駅（行田市駅周辺で「ないと困る施設」）

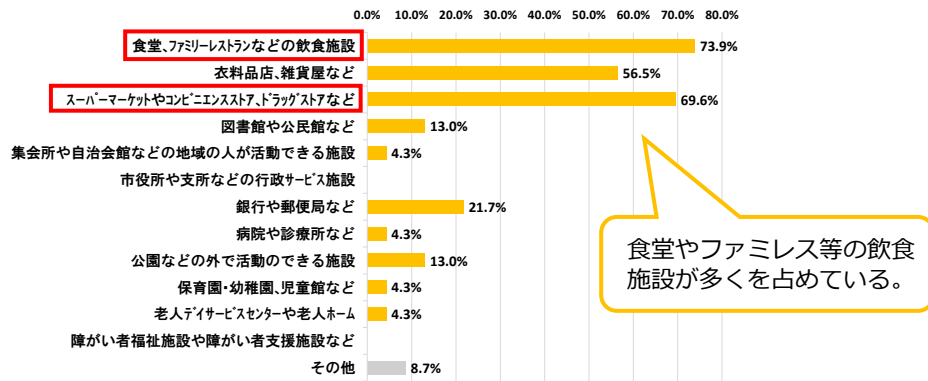


2) 行田駅（行田駅周辺で「ないと困る施設」）

【市民】
(n=389)

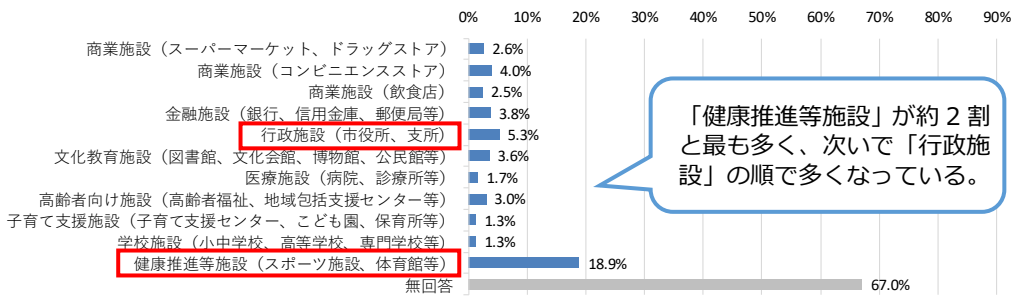


【中学生】
(n=23)

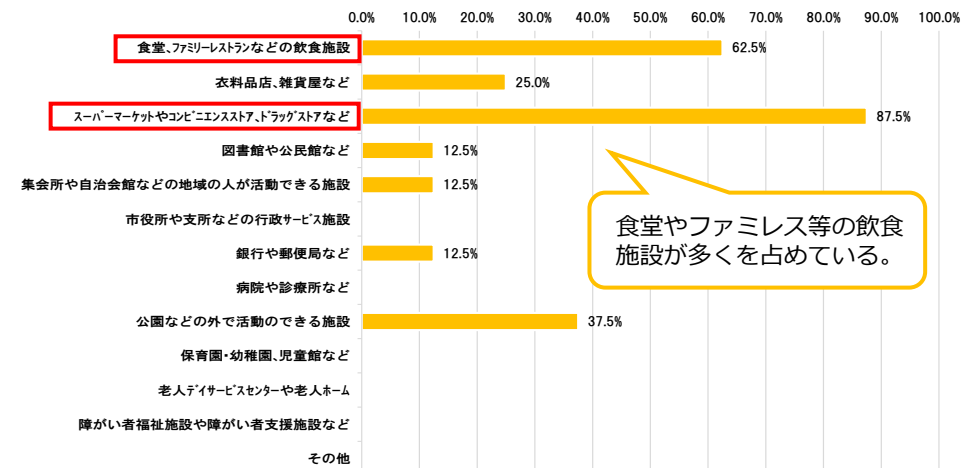


3) 東行田駅（東行田駅周辺で「ないと困る施設」）

【市民】
(n=530)



【中学生】
(n=8)



「中心拠点及び地域拠点に求められる都市機能施設の方向性」

拠点名称	誘導を図る都市機能施設の方向性
<p>中心拠点 (中心市街地)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の中心市街地として、行政や商業機能等の利便性向上とともに、本市が誇る歴史・文化等の魅力を活かした多様なにぎわいや交流を創出する都市機能施設を集積する。 ・特に、歴史的建築物や文化機能が立地する行田市駅周辺では、歴史・文化を活かしたまち並みの保全やにぎわいと活力のあるまちを形成する。
<p>地域拠点 (行田駅周辺)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の玄関口として、「中心拠点」を支え、本市のにぎわいや活気を補助する都市機能施設を集積する。 ・また、商業ゾーンとしての位置付けも踏まえて、駅利用者が溜まれる飲食等の商業施設など、周辺地域の日常生活を支える都市機能の強化や充実を図る。
<p>生活拠点 (東行田駅周辺)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の集積がみられる東行田駅周辺では、生活拠点として日常生活を支える都市機能の維持を図るとともに、隣接する「中心拠点」との一体性を考慮した生活利便性の向上に資する都市機能の充実を図る。

<STEP 2 誘導施設候補の整理>

「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」において、各拠点に必要な機能のイメージとして示されている施設分類に基づいて、市内に立地がみられる主な施設を抽出し、誘導施設の検討対象とした施設は、以下のとおりです。

《 都市機能施設の分類 》

機能	施設名
行政	①市役所(本庁舎) ②支所
高齢者 福祉	①通所系事業所(通所介護、通所リハビリテーション等のサービスを提供する事業所) ②訪問系事業所(訪問介護、訪問リハビリテーション等のサービスを提供する事業所) ③居宅介護支援事業所 (要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるようサービスを提供する事業所) ④入所型施設(長期・短期入所のサービスを提供する施設) ⑤地域包括支援センター(介護、福祉、健康、医療などの相談等のサービスを提供する施設)
障がい者 福祉	①通所系事業所 (児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護、就労移行支援、就労継続支援 A 型、B 型 などの障害福祉サービスを提供する通所施設) ②訪問系事業所(居宅介護サービスを訪問により提供する施設) ③特定計画相談支援事業所 (計画相談支援、障害児相談支援といったサービス等利用計画を作成する事業所) ④共同生活援助事業所(グループホームでの生活の援助を行う施設)
子育て	①保育所 ②幼稚園 ③認定こども園 ④学童保育施設 ⑤子育てコミュニティ施設(地域子育て支援センターやつどいの広場等) ⑥一時預かり施設
商業	①スーパーマーケット ②ドラッグストア ③コンビニエンスストア
医療	①病院 ②診療所
金融	①銀行・信金 ②郵便局
教育	①小学校 ②中学校 ③高等学校 ④専門学校 ⑤大学 ⑥特別支援学校
文化	①コミュニティセンター・公民館 ②図書館 ③博物館 ④産業文化会館 ⑤総合体育館

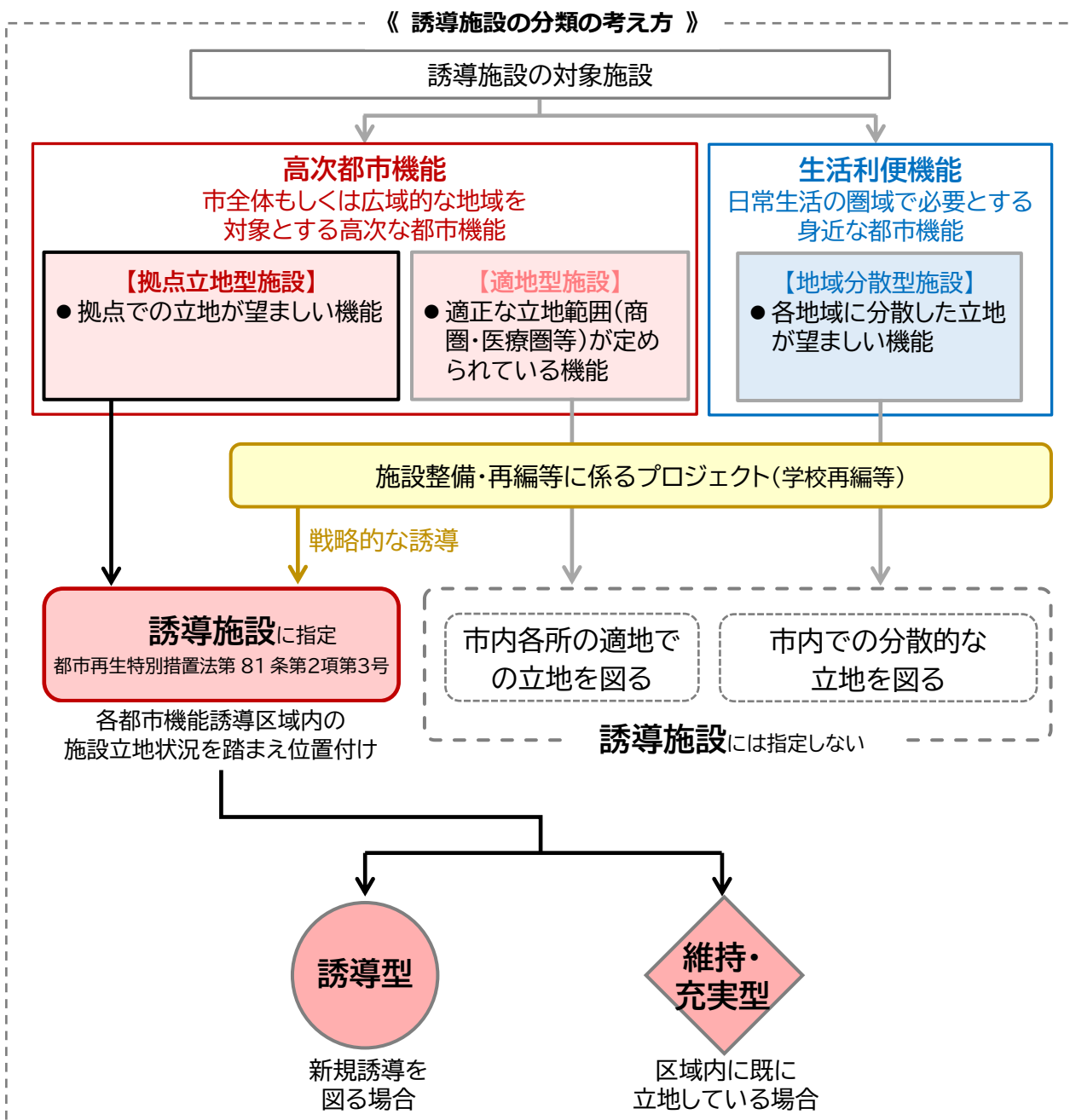
<STEP 3 誘導施設候補の分類>

都市機能の配置の検討にあたっては、対象施設に求められる役割等に応じて検討を進めます。

各都市機能の対象施設は、行政中枢機能や拠点病院、大規模商業施設などの市全体や広域的な地域を対象とする「高次都市機能」と、その他の「生活利便機能」に大別されます。

その中で「高次都市機能」については、拠点での立地が望ましい機能『拠点立地型施設』と適正な立地範囲（商圏・医療圏等）が定められている機能『適地型施設』に分類して検討を行います。さらに今後の施設整備・再編等の計画も踏まえた上で、都市再生特別措置法で定める「誘導施設」に設定し、各種制度の活用も見据えた戦略的な考えのもと、施設の立地誘導を図ります。

また、誘導施設の設定では、現況で当該都市機能誘導区域内に立地がなく、新規誘導を図る場合は「誘導型」として位置付け、当該都市機能誘導区域内に既に立地している場合は、利便性を確保することを目的として、その維持を図る「維持・充実型」として位置付けます。



(2) 本市における誘導施設設定の考え方

STEP 1～3に基づき、本市における誘導施設の考え方を以下のとおり、設定します。

なお、公共施設については「行田市公共施設等総合管理計画」における施設の配置方針等に基づき、設定することとします。

機能	施設名称	誘導施設設定の考え方
行政	市役所（本庁舎）	全市民による利用が想定され、1施設で市全域をカバーするため、交通利便性の高い中心拠点での維持を図る。 → 拠点立地型施設
	支所	市役所（本庁舎）を補完する施設として、市役所（本庁舎）からの距離や敷地規模等を考慮した適地での立地を図る。 → 適地型施設
高齢者福祉	通所系事業所	サービス利用者の社会参加と日常生活を支援するため、交通利便性及び生活利便性が高い拠点への誘導を図る。 → 拠点立地型施設
	訪問系事業所	
	居宅介護支援事業所	
	入所系施設	地域で暮らす高齢者等の介護、福祉、医療など、様々な面から支える総合的な相談窓口であり、身近な場所でサービスの提供が受けられるよう、担当地域等に応じた適地での立地を図る。 → 適地型施設
地域包括支援センター		
障害者福祉	通所系事業所	サービス利用者の社会参加と日常生活を支援するため、交通利便性及び生活利便性が高い拠点への誘導を図る。 → 拠点立地型施設
	訪問系事業所	
	特定相談支援事業所	
	共同生活援助事業所（グループホーム）	
子育て	保育所	子育て世代を支える施設であることから、交通利便性が高い拠点での維持を図る。 → 拠点立地型施設
	幼稚園	送迎バスでの施設利用であり、拠点に限らずサービスの提供が受けられるため、各地域での立地を図る。 → 地域分散型施設
	認定こども園	送迎バスでの施設利用であり、拠点に限らずサービスの提供が受けられるため、各地域での立地を図る。 → 地域分散型施設
	学童保育施設	各小学校に整備されているため、学区に応じた適地での立地を図る。 → 適地型施設
	子育てコミュニティ施設（地域子育て支援センターやつどいの広場等）	子育て支援（交流・相談等）に関する中心的施設として、併設する小学校等の立地も考慮しつつ、交通利便性が高い中心拠点及び生活拠点での維持、地域拠点への誘導を図る。 → 拠点立地型施設
	一時預かり施設	子育て世代を支える施設であることから、交通利便性が高い中心拠点への誘導、地域拠点での維持を図る。 → 拠点立地型施設

機能	施設名称	誘導施設設定の考え方
商業	スーパーマーケット	生鮮食品、日用品等を扱い日常の暮らしを支える重要な施設であることから、交通利便性が高い拠点での維持を図る。 → 拠点立地型施設
	ドラッグストア	日常的な利用が想定されるため、各地域での立地を図る。 → 地域分散型施設
	コンビニエンスストア	
医療	病院	総合的な医療サービスを提供する施設として、全市民や市外からの利用も想定されるため、生活拠点での維持を図る。 → 拠点立地型施設
	診療所	市民の身近な地域医療施設として利用者のアクセス性等を考慮し、交通利便性が高い拠点での維持を図る。 → 拠点立地型施設
金融	銀行・信金	日常生活における現金の引出しのほか、決済、融資等の窓口業務を行う施設であり、駅周辺に立地する傾向が見られるため、拠点での維持を図る。 → 拠点立地型施設
	郵便局	
教育	小学校 中学校	学校区に応じた適地での立地を図ることを基本とするが、「行田市公立学校適正規模・適正配置の基本方針及び再編成計画」に基づく小学校の再編を考慮し、中心拠点及び生活拠点での立地を図ることとする。 また、校庭や体育館の開放を行っており、地域住民の健康増進に寄与していることから、中心拠点及び生活拠点での維持を図る。 → 拠点立地型施設
	高等学校	市内外から多くの通学が想定されるとともに、敷地規模等を考慮した適地での立地を図る。 → 適地型施設
	専門学校・	
	大学	
	特別支援学校	
文化	コミュニティセンター・ 公民館	地域のコミュニティ活動や生涯学習を支える施設であるため、地域単位又は校区（コミュニティ）単位に基づいた、適地での立地を図る。 → 適地型施設
	図書館	「教育文化センター」に併設のため、現在地での施設維持を図る。 → 適地型施設
	博物館	市民だけでなく市外からの集客も見込まれ、まちの交流やにぎわい創出に寄与することから、利用者のアクセス等を考慮して、交通利便性が高い中心拠点での維持を図る。 → 拠点立地型施設
	産業文化会館	市民活動団体や民間企業などに広く活用されているため、利用者のアクセス等を考慮して、交通利便性が高く利用しやすい中心拠点での維持を図る。 → 拠点立地型施設
	総合体育館	行田市総合公園内に位置する総合体育館は、施設の状態などを踏まえ、計画的な改修を図り、現在地での施設維持を図る。 → 適地型施設

(3) 都市機能誘導区域の各地区における誘導施設

機能区分	対象施設	中心拠点 (中心市街地)	地域拠点 (行田駅周辺)	生活拠点 (東行田駅周辺)
行政	市役所(本庁舎)	◆		
高齢者 福祉	通所系事業所	◆	●	◆
	訪問系事業所	◆	●	◆
	居宅介護支援事業所	◆	●	●
	入所系施設	◆	●	●
障がい 者福祉	通所系事業所	◆	●	◆
	訪問系事業所	◆	●	◆
	特定計画相談支援事業所	●	●	●
	共同生活援助事業所	◆	◆	◆
子育て	保育所	◆	◆	◆
	子育てコミュニティ施設	◆	●	◆
	一時預かり施設	●	◆	
商業	スーパーマーケット	◆	◆	◆
医療	病院			◆
	診療所	◆	◆	◆
金融	銀行・信用金庫	◆	◆	◆
	郵便局	◆	◆	◆
教育	小学校、中学校	◆		◆
文化	博物館	◆		
	産業文化会館	◆		

※ ●：誘導型 ◆：維持・充実型

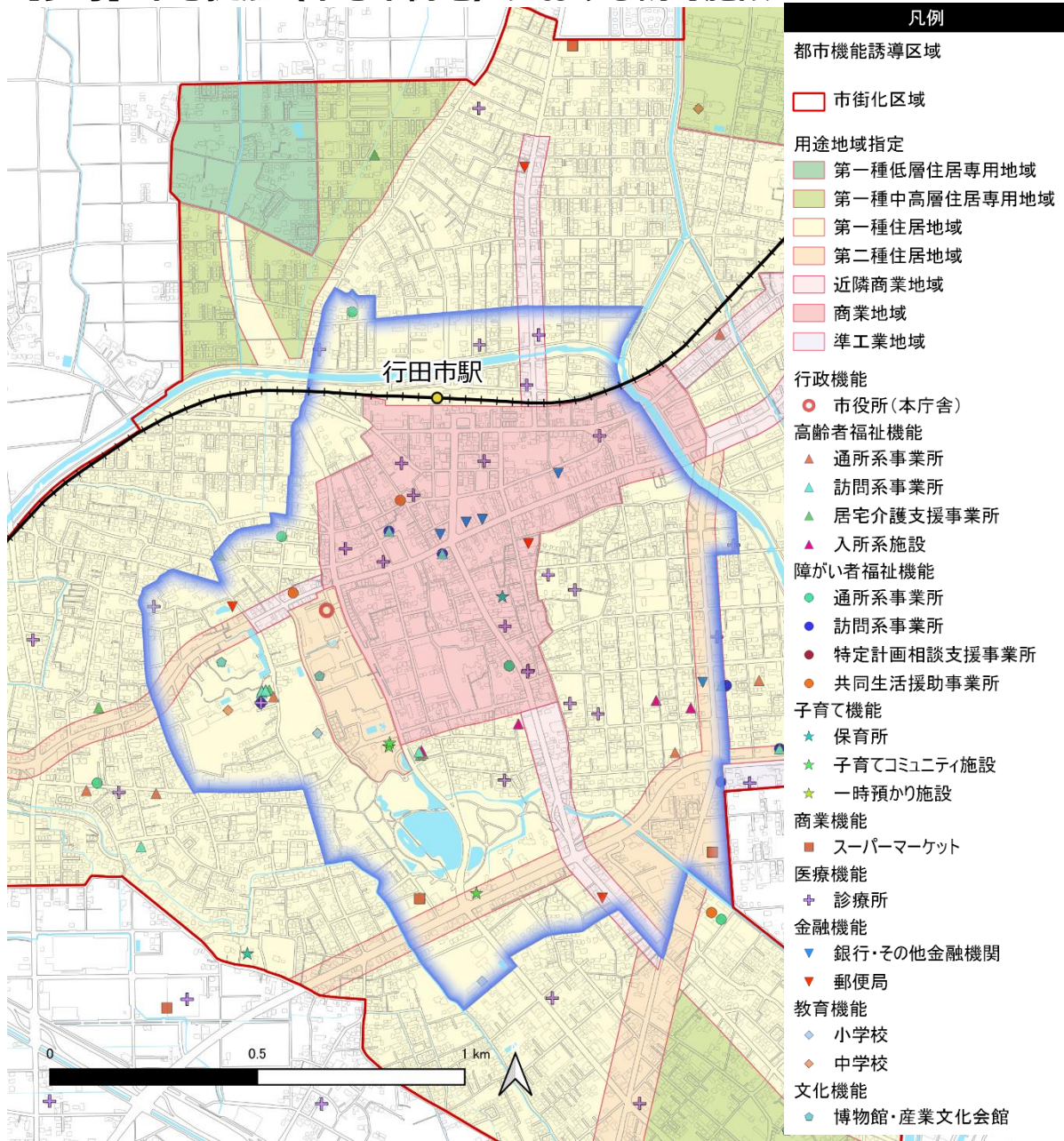
(4) 誘導施設の定義

本市の誘導施設の定義は以下のとおりです。

機能	施設名称	定義
行政	市役所庁舎	・地方自治法第4条第1項に規定する施設
高齢者福祉	通所系事業所	・介護保険法第8条第7項、第8項、第17項ないし第19項及び第23項、第8条の2第6項、第13項及び第14項、第115条の45第1項第1号ロに規定する事業を行う事業所 ・老人福祉法第20条の2の2及び第20条の7に規定する事業を行う事業所
	訪問系事業所	・介護保険法第8条第2項ないし第5項、第15項、第16項、第19項、第23項、第8条の2第2項ないし第4項及び第14項、第115条の45第1項第1号イに規定する事業を行う事業所
	居宅介護支援事業所	・介護保険法第8条第24項及び、第8条の2第16項に規定する事業を行う事業所
	入所系施設	・介護保険法第8条第9項ないし第11項、第19項ないし第23項、第27項ないし第29項、第8条の2第7項ないし第9項、第14項及び第15項に規定する事業を行う事業所 ・老人福祉法第20条の3ないし6、第29条第1項に規定する事業を行う事業所 ・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定する事業を行う事業所
障がい者福祉	通所系事業所	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスを提供する通所施設
	訪問系事業所	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスを訪問により提供する事業所
	特定計画相談支援事業所	・サービス等利用計画を作成する事業所
	共同生活援助事業所	・夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う施設
子育て	保育所	・児童福祉法第35条第3項の規定により設置する児童福祉施設
	子育てコミュニティ施設	・行田市児童センター条例第1条に規定する施設 ・行田市地域子育て支援拠点事業実施要綱第2条に規定する施設
	一時預かり施設	・児童福祉法第6条の3⑦に規定する施設
商業	スーパーマーケット	・生鮮食料品を中心に、日用品等を販売している商業施設(店舗面積3,000㎡を超えるもの)

機能	施設名称	定義
医療	病院	・医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院
	診療所	・医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する病院
金融	銀行・信用金庫	・銀行法第 2 条第1項に規定する銀行 ・信用金庫法第4条に規定する信用金庫
	郵便局	・日本郵便株式会社法第 2 条 4 項に規定する郵便局
教育	小学校	・学校教育法第 29 条に規定する施設
	中学校	・学校教育法第 45 条に規定する施設
文化	博物館	・博物館法第 2 条に規定する施設
	産業文化会館	・行田市産業文化会館条例第 1 条に規定する施設

【参考】中心拠点（中心市街地）における誘導施設

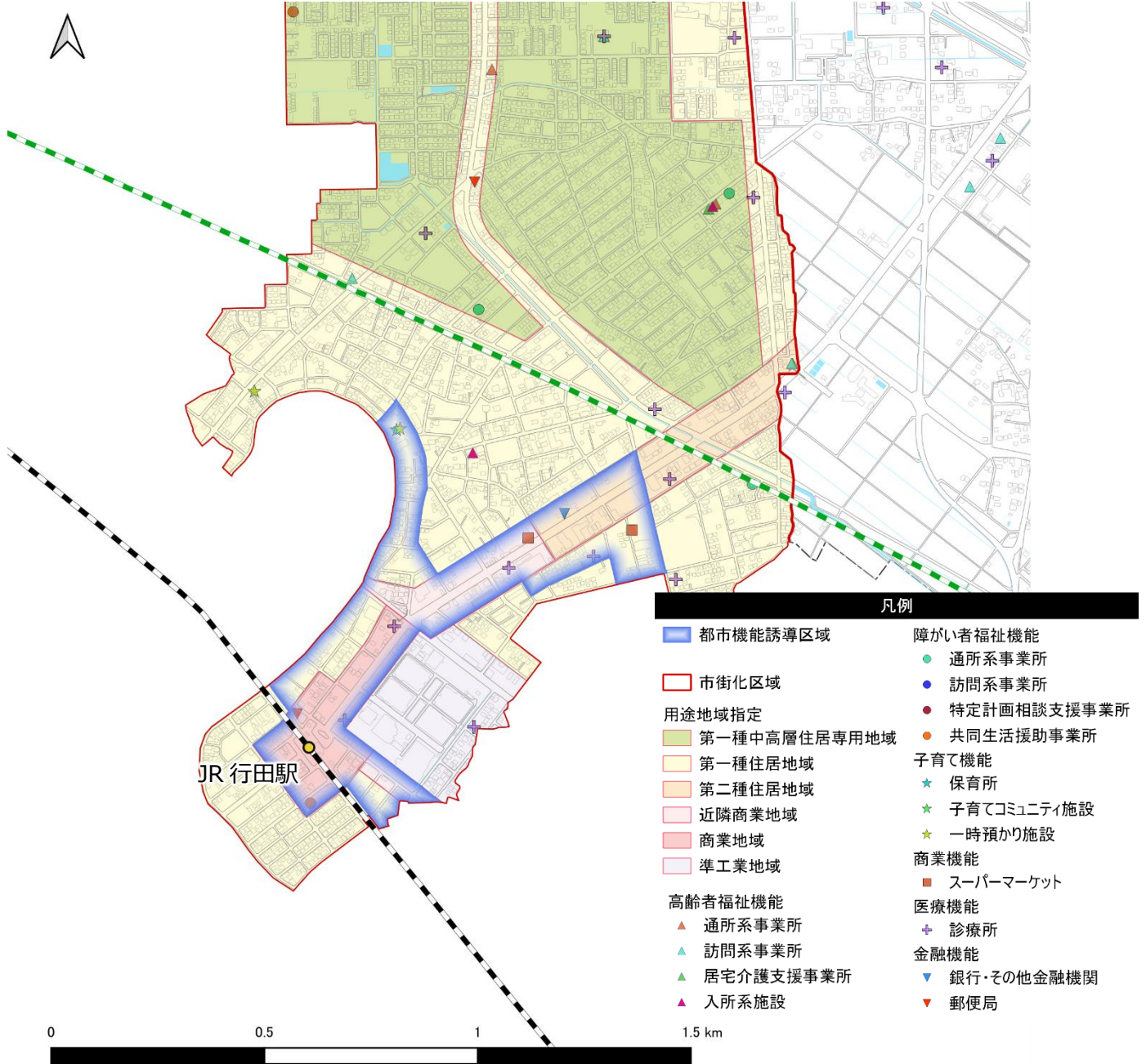


機能	誘導施設	分類	施設数
行政	市役所（本庁舎）	◆	1
高齢者福祉	通所系事業所	◆	4
	訪問系事業所	◆	5
	居宅介護支援事業所	◆	2
	入所系施設	◆	4
障がい者福祉	通所系事業所	◆	3
	訪問系事業所	◆	5
	特定計画相談支援事業所	●	0
	共同生活援助事業所	◆	2
子育て	保育所	◆	1
	子育てコミュニティ施設	◆	3
	一時預かり施設	●	0

機能	誘導施設	分類	施設数
商業	スーパーマーケット	◆	2
医療	診療所	◆	22
金融	銀行・信用金庫	◆	5
	郵便局	◆	3
教育	小学校	◆	2
	中学校	◆	1
文化	博物館	◆	1
	産業文化会館	◆	1

※ ●：誘導型 ◆：維持・充実型

【参考】地域拠点（行田駅周辺）における誘導施設



機能	誘導施設	分類	施設数
高齢者福祉	通所系事業所	●	0
	訪問系事業所	●	0
	居宅介護支援事業所	●	0
	入所系施設	●	0
障がい者福祉	通所系事業所	●	0
	訪問系事業所	●	0
	特定計画相談支援事業所	●	0
	共同生活援助事業所	◆	1
子育て	保育所	◆	1
	子育てコミュニティ施設	●	0
	一時預かり施設	◆	1
商業	スーパーマーケット	◆	2
医療	診療所	◆	4
金融	銀行・信用金庫	◆	1
	郵便局	◆	1

※ ●：誘導型 ◆：維持・充実型

【参考】生活拠点（東行田駅周辺）における誘導施設



機能	誘導施設	分類	施設数
高齢者福祉	通所系事業所	◆	4
	訪問系事業所	◆	2
	居宅介護支援事業所	●	0
	入所系施設	●	0
障がい者福祉	通所系事業所	◆	1
	訪問系事業所	◆	1
	特定計画相談支援事業所	●	0
	共同生活援助事業所	◆	4
子育て	保育所	◆	1
	子育てコミュニティ施設	◆	1

機能	誘導施設	分類	施設数
商業	スーパーマーケット	◆	3
医療	病院	◆	1
	診療所	◆	7
金融	銀行・信用金庫	◆	1
	郵便局	◆	1
教育	小学校	◆	1
	中学校	◆	1

※ ●：誘導型 ◆：維持・充実型